

成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常JVにあっては、構成員のうち1社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料(技術提案以外)の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

- (7) 本工事に経常JVとして申請書及び資料(技術提案以外)を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料(技術提案以外)を提出することはできない。
- (8) 申請書及び資料(技術提案以外)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 申請書及び資料(技術提案以外)の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人面において関連がある建設業者でないこと(入札説明書参照)。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと(入札説明書参照)。
- (12) 入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること(ただし、電子媒体(CD-

R等)を下記5(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。)

- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 3 一次審査に関する事項(一次審査)
一次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。
 - (1) 施工能力等 30点
 - (a) 企業の施工能力 21点
 - (b) 配置予定技術者の能力 9点
 - 4 総合評価に関する事項
 - (1) 入札に関する事項(二次審査) 技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位15者(なお、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。)以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。
 - (a) 技術提案 「工事的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
 - (ア) No.159+5からNo.175+5において、地滑り移動層に配慮した掘削における施工上の工夫とその効果
 - (イ) トンネル起点側坑口部からの低土被区間(坑口からNo.118+6)における、掘削時の地山安定の工夫とその効果
 - (b) 「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
 - (ア) 施工体制確保の確実性
 - (イ) 品質確保の実効性
 - (c) 総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (イ) 上記(a)及び(b)の内容が適正であること。
 - (ウ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
 - (2) 提案について
 - (a) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、No.159+5から

No.175+5において、地滑り移動層に配慮した掘削における施工上の工夫とその効果)及び「トンネル起点側坑口部からの低土被区間(坑口からNo.118+6)における、掘削時の地山安定の工夫とその効果」についての評価の配点はそれぞれ40:20とし、指定テーマの得点(素点)の合計点を技術評価点とする。

- (b) 施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について3段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15/5/0点の加算点を与えるものとする。
 - (3) 上記(1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
 - (4) 技術提案の履行に関する事項 受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。
- 5 入札手続等

- (1) 担当部局 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館8階 近畿地方整備局総務部契約課契約第一係 麻田 満 電話06-6942-1141(代)
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法 入札説明書等を電子入札システムにより交付する(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)。交付期間は、令和元年8月23日から令和2年1月8日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記(a)から(c)によるものとし、電子記録媒体(CD-R等)を下記(b)に持参することにより電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し出ること。

- (a) 交付期間：令和元年8月23日から令和2年1月8日までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後5時00分まで。
- (b) 申込先及び交付場所：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館8階 近畿地方整備局総務部契約課 電話06-6942-1141(代)

(c) 交付申込期限：令和2年1月8日正午まで。

＜一次審査＞

(3) 一次審査に関する申請書及び資料(技術提案書以外)の提出等

- (a) 提出期間：令和元年8月26日から令和元年9月5日までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後4時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
- (b) 提出先：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館 近畿地方整備局新館2階契約情報コーナー 電話06-6942-1141(代) 内線2850
- (c) 提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

＜二次審査＞

(4) 技術提案書の提出等

- (a) 提出期間：令和元年10月7日から令和元年10月29日までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後4時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
 - (b) 提出先：上記(3)(b)に同じ。
 - (c) 提出方法：電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。
- (5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法 令和元年12月9日から令和2年1月8日までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後4時30分まで(最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和元年12月19日午後4時30分までとする。)

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館8階 近畿地方整備局総務部契約課 電話06-6942-1141(代)持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。))又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。))により提出すること。

(6) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(a) 電子入札システムによる入札の締切は、令和2年1月8日正午。